

1. 総則

【①背景及び目的】

- 大規模災害発生時には、平常時と性状の異なる膨大な量の災害廃棄物が発生。市民の健康・環境衛生面での安全・安心の確保や迅速な災害復旧のためには、これら災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要不可欠
- そのためには、平常時にあらかじめ必要な想定を行い、課題の抽出・整理を行うとともに、具体的で実効性のある対策を事前に検討・準備しておくことが必要
- 市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心の確保を図るため、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めることを目的に策定するもの

【②位置付け】

- 災害廃棄物処理に関する市の基本的な考え方と具体的な対応方針を示す、本市の災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付けられるもの
- 災害対策全般にわたる基本的な計画である「堺市地域防災計画」及び一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「堺市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完

【③対象とする災害】

- 対象とする災害は、主として地震災害とし、台風、豪雨、洪水、津波等の風水害についても、特に重要又は特徴的な対応が必要な項目を記載
- 具体的な検討にあたっては、特徴的な災害ケースとして、南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震を想定

【④対象とする災害廃棄物】

- 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（災害ごみ及びし尿）

区分	内容
災害がれき	木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物など
災害ごみ	避難所から排出される生活ごみや、被災地域の各家庭から排出される生活ごみ・破損した粗大ごみなど
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿

【⑤予防対策の推進及び進捗管理】

- 本計画では、平常時に取り組んでおくべき災害予防、被害抑止・減災対策（予防対策）の具体的な内容についても定め、これに基づき、関係部局等の連携のもと、発災時に備えた取組を推進するとともに、定期的な進捗管理を行う

2. 災害廃棄物処理に係る基本的事項

【①基本方針】

基本方針① 計画的かつ迅速な処理

市民の健康の保護、環境衛生の確保を確実に図るとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、国や大阪府等とも連携のうえ、計画的かつ迅速に処理を行う

基本方針② 安全確保・環境への配慮

建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施にあたっては、安全性を確保しつつ、大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺的生活環境への影響に十分配慮する

基本方針③ 分別・リサイクルの推進

災害廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時等から可能な限り分別を行うとともに、破碎・選別等により、リサイクル可能なものは極力リサイクルを図ることで、地域の復興に役立てるとともに、埋立処分量の低減を図る

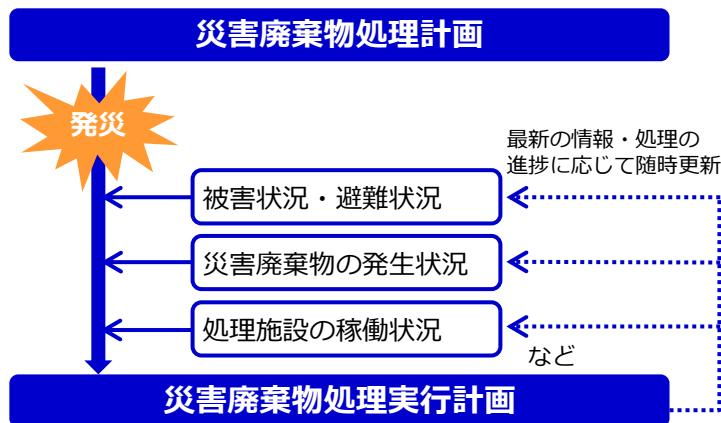
【②処理目標期間】

- 発災後、最長で概ね3年以内に処理を完了させることを基本とし、次のとおり目標期間を設定

区分	内容
災害がれきの撤去（道路上や生活域近辺のもの）	6か月以内
一次仮置場への搬入完了（倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	1年半以内
一次仮置場からの搬出完了（二次仮置場等への搬入完了）	2年以内

【③実行計画の策定】

- 大規模災害発生時には、実際の被害状況に応じ、災害廃棄物の具体的な処理方法やスケジュール等を示した実行計画である災害廃棄物処理実行計画を策定
- 策定した実行計画については、被害状況や災害廃棄物の発生量、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行い、その精度を高める



【④組織体制】

- 堺市災害対策本部内の環境対策部において災害廃棄物処理に関する業務を担当
 - ・必要に応じて土木系・建築系職員を確保
 - ・必要に応じて、大規模災害を経験した他市町村等に対して職員の応援派遣を要請

【⑤協力・支援体制】

- 本市において甚大な被害が発生した場合には、その被害規模に応じて、国や大阪府、及びこれらを通じた他市町村や、災害支援協定を締結している民間事業者等に支援を要請
- 他市町村等に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行う
- 環境省近畿地方環境事務所が主催する大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会等の場を通じて、広域的な相互連携・協力体制の構築を図る

【⑥市民啓発・広報】

- 災害廃棄物の排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報を早期にわかりやすく発信
- 被害状況に応じて、ホームページのほか、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、回覧板、自治会や避難所での説明会等あらゆる広報手段・媒体を活用

【⑦研修・訓練】

- 発災時に本計画が有効に活用されるよう、市職員に加えて関係者・専門家等も交えた研修・訓練を継続的に実施し、災害廃棄物処理の核となる人材を育成

3.災害がれきの処理

災害がれき処理の基本的な流れ

発生した災害がれきは、各仮置場に搬入し、分別・選別や破碎を行った後、リサイクル又は焼却等の中間処理、最終処分を行う

災害がれきの発生

<災害がれき発生想定量>
 ▶南海トラフ巨大地震 …391.4万 t
 ▶上町断層帯地震 …1,442.8万 t

<収集運搬>
 ○災害がれきは、平常時の生活ごみ等と性状が異なるため、その収集に必要な能力を有する車両（ダンプトラック等）を準備
 ○本市所有の車両を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者や他市町村等に支援を要請し、収集運搬体制を確保

<損壊家屋の解体・撤去>
 ○発災時には、国が示した方針に従い、所有者（被災者）からの申請により、市が損壊家屋の解体・撤去を実施
 ○解体・撤去作業にあたっては、アスベスト対策を講ずるとともに、分別を徹底

仮置場

○発災後、被災状況の確認や他の利用用途との調整を行ったうえで、各種仮置場を設置

種類	目的	必要合計面積	
		南海トラフ	上町断層帯
市民仮置場	被災地近隣において、道路等の散乱物及び被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積	必要に応じて	
一次仮置場	主に損壊家屋の解体・撤去等により発生した災害がれきを搬入し、必要に応じて粗選別した後、一時保管	128ha	495ha
二次仮置場	一次仮置場で粗選別した災害がれきを搬入し、破碎選別機等により細かな破碎・選別を行うとともに、必要に応じて仮設焼却炉を設置	72ha	330ha

<分別・選別>
 ○災害がれきが発生・排出される段階から適正に分別するとともに、仮置場等で可能な限り選別
 ○一次仮置場では、必要に応じて、重機及び手選別により粗選別（木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物）し、二次仮置場では、破碎・選別ラインを設置し、更に精度を高く選別

焼却処理

○仮置場で選別処理等を行った後の可燃物については、焼却処理により減容化し、最終処分量の削減を図る
 ○清掃工場のみでは処理能力が不足する場合は、民間委託や広域処理、仮設焼却炉の設置を検討

<仮設焼却炉必要想定処理能力>
 ▶南海トラフ巨大地震 …172 t /日
 ▶上町断層帯地震 …2,131 t /日

リサイクル

○災害がれきのうちリサイクル可能な廃棄物については、可能な限りリサイクルし、再生資材として活用

種類	利用用途
木くず	製紙原料やバイオマス燃料等
コンクリートがら等	建築資材等の復興資材
金属くず	金属回収等による再資源化
津波堆積物	土木資材等の復興資材

最終処分

○大阪湾広域臨海環境整備センター（通称：フェニックス）での埋立処分を基本
 ○必要に応じて、現在搬入停止中の南部処理場の活用や民間廃棄物処理業者への委託、広域処理も検討

<最終処分想定量>
 ▶南海トラフ巨大地震 …48.8万 t
 ▶上町断層帯地震 …204.0万 t

その他

○法令等によりリサイクルルートが定められているもの（家電4品目やパソコン等）は、可能な限りリサイクルルートで処理
 ○貴重品や思い出の品は、適正に回収・保管し、警察に届出又は可能な限り所有者等に返還

4.災害ごみの処理

- 【①災害ごみの想定発生量】**
 ○南海トラフ巨大地震…約20.3万 t /年、上町断層帯地震…約20.5万 t /年（発災後1年目）
- 【②収集運搬】**
 ○発災後3日以内に生活ごみ（避難所ごみ含む）の収集を開始することを目標
 ○発災直後は、状況に応じて、粗大ごみ及び資源物の収集は中止し、生活ごみのみを収集。なお、処理施設の受入体制及び収集運搬体制が整い次第、順次収集を再開
 ○可能な限り平常時と同じ収集曜日・ルートを基本とし、被災状況等に応じて柔軟に対応。避難所ごみについても生活ごみ収集ルートに組み込み
- 【③自己搬入】**
 ○発災直後は、被災者が破損した粗大ごみ等を搬入できるよう、被災地近隣に市民仮置場を設置し、清掃工場への自己搬入は原則中止
- 【④処理】**
 ○平常時と同様の処理（清掃工場での焼却処理）を行うことを基本。なお、清掃工場の復旧の遅れ等により、処理能力が不足する場合は、他市町村等に応援を要請

5.し尿の処理

- 【①し尿の想定発生量】**
 ○南海トラフ巨大地震…約407kL /日、上町断層帯地震…約606kL /日（ピーク時）
- 【②仮設トイレの設置】**
 ○「指定避難所> 病院、福祉施設> 被害の大きい住宅地付近の公園・空き地」を基本として災害用トイレを設置
- 【③収集運搬】**
 ○可能な限り発災直後から収集・処理を行う
 ○可能な限り平常時と同じ収集頻度で行うことを基本とし、収集ルートについては、被災状況等に応じて柔軟に対応
- 【④処理】**
 ○収集したし尿は、原則として平常時どおりの処理（浄化ステーション又は三宝下水処理場に搬入）を行うが、処理施設の被害状況により、平常時と同じ施設への搬入が困難な場合には、上下水道事業管理者と協議のうえ、他の下水処理場への直接搬入や、他市町村等へ協力を要請
 ○使用後の簡易パック式トイレは、ごみとして収集